

藤枝市告示第 121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30年 4月 1日

藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村 正平



- 1 都市計画の種類  
志太広域都市計画地区計画の変更（横内・三輪地区計画）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所  
藤枝市役所都市建設部都市政策課